

予防接種に関するお知らせ

水痘（水ぼうそう）、高齢者の肺炎球菌予防接種が 定期接種となります

本年7月2日付で予防接種法施行令が改正されました。このため10月から、水痘（みずぼうそう）と高齢者の肺炎球菌の予防接種が定期予防接種となります。



●水痘（水ぼうそう）

【対象者】生後12月（1歳）から生後36月（3歳）に至るまでの間にある方

経過措置として、平成26年度に限り、生後36月（3歳）から生後60月（5歳）に至るまでの間にある方は1回の接種を受けることができます。ただし、すでに水痘ワクチンを1回でも接種している方は対象外となります。

【接種回数と負担額】2回接種 無料

【接種方法】対象の方には通知をお送りしています。予診票は医療機関でお渡しします。

※注意事項 既に水痘（みずぼうそう）にかかったことがある方は対象外となります。

●高齢者の肺炎球菌

【対象者】①または②の方で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのない方

①当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。（平成31年度以降は、その年に65歳となる方のみが対象になります。）

②60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1級の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

【接種回数と負担額】

1回接種、自己負担3,000円（生活保護の方は無料）

【接種方法】今年度対象となる方には接種券をお送りします。詳しくは同封の説明書をご覧ください。

インフルエンザの

予防接種が始まります

◆助成対象者

次のいずれかに該当し、希望される方（対象の方には通知をお送りします）。

①満65歳以上の方（今年65歳になられる方は、12月31日までに誕生日を迎える方が対象で、65歳になってから接種できます。）

②60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害1級程度で、医師が接種を必要と判断した方→受診券が届いていない方で該当になる方は、保健課へお問い合わせください。

③妊婦の方、生後6か月以上中学生以下の方にも

接種費用の助成を行います。10月1日以降に6か月になる方には通知をしていますが、接種をご希望の方は保健課へお問い合わせください。

◆負担額 1,000円

（助成対象で生活保護の方は無料）

◆接種期間

①、②の方：平成26年10月20日～平成27年2月末日

③の方：平成26年10月1日～平成27年2月末日までに接種を受けていただき、3月末日までに助成の手続きをしてください。

◆問い合わせ先 保健課

☎0859-54-5206